

J R 穂積駅周辺整備研究会設置要綱

平成 3 0 年 1 0 月 1 6 日

告示第 2 1 7 号

(設置)

第 1 条 市の J R 穂積駅周辺地区（以下「本地区」という。）の今後のまちづくりの方針を協議及び決定するため、J R 穂積駅周辺整備研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 研究会の所掌事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 本地区の現況、課題等の整理に関する事。
- (2) まちづくり整備手法の検討及び整備内容に関する事。
- (3) 駅前広場の整備内容及び公共交通に関する事。
- (4) 本地区の計画に関わる都市計画道路の整備内容に関する事。
- (5) 本地区の計画に関わる土地利用に関する事。

(組織)

第 3 条 研究会は、委員 9 人以下で組織する。

2 委員は、まちづくりの分野に関する識見を有する者及び関係行政機関の職員とする。

(役員)

第 4 条 会長は、研究会の会務を総理し、研究会を代表する。

2 会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長の指定した委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 研究会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議は、非公開とする。
- 4 会長は、会議に際して必要があると認めるときは、議事に関して必要な者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 研究会の庶務は、都市整備部穂積駅圏域拠点整備課において行う。

(補則)

第7条 この告示に定めるもののほか、研究会に関し必要な事項は、その都度会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(招集の特例)

2 第5条第1項の規定にかかわらず、最初に開かれる会議は、市長が招集する。

(この告示の失効)

3 この告示は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。